

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社正興電機製作所			コード	6653
提出日	2020/3/9		異動（予定）日	2020/3/27	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため、および取引関係等の記載を更新するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山科 秀之	社外取締役								○		○					新任	
2	竹島 和幸	社外取締役	○													○		有
3	石田 耕三	社外取締役	○													○		有
4	塩月 輝雄	社外監査役										△	△	△				
5	近藤 真	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	2020年3月に当社社外取締役に就任予定の山科秀之氏は、当社の主要株主であるとともに主要な取引先である九州電力株式会社に在籍（同社上席執行役員 送配電カンパニー副社長、電力輸送本部長）されており、九州電力株式会社と当社の間には、4,226百万円の取引が存在しています。（取引額については2019年12月期実績）	
2		西日本鉄道株式会社において、2003年に取締役に就任して以来長年にわたり同社の経営に参画し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営全般に活かしていただくため、引き続き社外取締役に選任させていただいております。同氏につきましては、上記aからlのいずれにも該当せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（4. 補足説明参照）の各事項に該当しないことを確認しております。
3		株式会社堀場製作所におけるビジネス経験で培ってきた海外の業務経験と技術的な知識を当社の経営に活かしていただき、また、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくため、引き続き社外取締役に選任させていただいております。同氏につきましては、上記aからlのいずれにも該当せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（4. 補足説明参照）の各事項に該当しないことを確認しております。
4	2016年3月に当社社外監査役に就任した塩月輝雄氏は、当社の主要株主である株式会社九電工に過去在籍（2004年4月同社熊本支店副支店長、2005年4月同社経理部長、2007年4月同社理事経理部長、2010年4月同社執行役員経理部長、2013年4月同社上席執行役員(関連事業担当)、2015年3月同社退職、2015年4月九電工新エネルギー株式会社代表取締役社長就任、2016年3月同社退任）されており、同社と当社の間には、72百万円の取引が存在しています。（取引額については2019年12月期実績） また、当社の福重康行氏（2013年3月当社代表取締役社長就任、2018年3月当社代表取締役社長を退任し当社相談役就任）が、2013年6月から同社の社外監査役に就任しております。	
5	2018年3月に当社社外監査役に就任した近藤真氏は、就任直前まで当社と顧問弁護士契約を結んでおりましたが、取引の規模、性質に照らして同氏の独立性に特段問題はないと判断しております。	長年にわたり弁護士として培ってこられた豊富な経験と専門的な知識を、当社の経営全般に活かしていただくとともに、経営のチェック機能の客観性の向上や監督機能の強化への役割を期待し、引き続き社外監査役に選任させていただいております。同氏につきましては、独立性に特段問題はなく、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」（4. 補足説明参照）の各事項に該当しないことを確認しております。

4. 補足説明

株式会社正興電機製作所 社外役員の独立性判断基準 株式会社正興電機製作所は、以下の事項に該当しない場合、社外取締役および社外監査役（以下、社外役員）に独立性があると判断する。 社外役員本人、配偶者または二親等以内の親族について （1）現在において当社または当社グループ会社の業務執行者である者、または当該就任の前10年間ににおいて当社または当社グループ会社の業務執行者であった者 （2）当社の取引先であって、当社連結の直近に終了した過去3事業年度のいずれかににおいて、当社に、当社連結のその事業年度の売上高の3％を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者である者、もしくは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者である者 （3）当社を取引先とする、当社連結の直近に終了した過去3事業年度のいずれかににおいて、当社から、当該取引先連結のそれぞれの直近に終了した事業年度の売上高5％を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者である者 （4）当社連結の直近に終了した過去3事業年度のいずれかににおいて、法律、会計若しくは税務の専門家またはコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社役員としての報酬を除く）を受けている者（報酬を得ている者が団体である場合は、その団体に所属する者） （5）当社連結の直近に終了した過去3事業年度のいずれかににおいて、当社から年間1,000万円を超える寄付または助成金を受けている団体等に所属する者 （6）実質的に当社の議決権の10％以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者、または当該就任の前10年間ににおいて実質的に当社の議決権の10％以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者であった者 【注記】業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の職員、従業員をいう。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。